

坂出市地域防災計画

参考資料

第14章

食料品等の備蓄，調達関係

1 4 - 1 災害対策用物資の備蓄状況

1 食料品等

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

	アルファ ア米	パン缶 詰 2 個入	備蓄用 白米	レトル ト惣菜	使い捨 て食器	粉ミルク				飲料水		
						新生児 13g	フォローア ップ 14g	アレルギー 用 850g	哺乳 ビン	500ml ペット	20ペ ット	じょう ご
	食	缶	食	食	セット	袋	袋	缶	本	本	本	個
坂出小学校体育館	192	96	/	/	/	10	10	/	2	80	102	1
坂出工業高等学校	150	72	/	/	/	10	10	/	2	60	84	1
中央体育館	192	96	/	/	/	10	10	/	2	80	102	1
市民ふれあい会館	150	72	/	/	/	10	10	/	2	60	84	1
坂出商業高等学校	150	72	/	/	/	10	10	/	2	60	84	1
坂出高等学校	150	72	/	/	/	10	10	/	2	60	84	1
東部小学校	288	144	/	/	/	10	10	/	2	120	168	1
東部中学校	288	144	/	/	/	10	10	/	2	120	168	1
市立体育館	240	120	/	/	/	10	10	/	2	100	126	1
金山小学校	192	96	/	/	/	10	10	/	2	80	100	1
西庄小学校	96	48	/	/	/	10	10	/	2	40	50	1
瀬居小学校	20	10	/	/	/	10	10	/	2	10	12	1
瀬居中学校	20	10	/	/	/	10	10	/	2	10	12	1
万葉会館	20	10	/	/	/	10	10	/	2	10	12	1
与島開発総合センター	10	5	/	/	/	10	10	/	1	5	6	1
中央公民館与島分館	20	10	/	/	/	10	10	/	1	10	12	1
岩黒小中学校	20	10	/	/	/	10	10	/	2	10	12	1
櫃石小(中)学校	20	10	/	/	/	10	10	/	2	10	12	1
林田小学校	192	96	/	/	/	10	10	/	2	80	100	1
白峰中学校	120	60	/	/	/	10	10	/	2	50	63	1
加茂小学校	108	54	/	/	/	10	10	/	2	45	57	1
府中小学校	240	120	/	/	/	10	10	/	2	121	150	1
川津小学校	192	96	/	/	/	10	10	/	2	80	100	1
坂出中学校	120	60	/	/	/	10	10	/	2	50	63	1
松山小学校	132	66	/	/	/	10	10	/	2	55	69	1
旧王越小学校	60	30	/	/	/	10	10	/	2	30	42	1
防災倉庫	72	36	600	300	200	10	10	1	2	30	74	1
計	3,545	1,751	600	300	200	270	270	1	52	1,466	1,923	27

飲料水は，持ち運びの容易な 500ml ペットボトルにて配布し，20ペットボトルからじょうごを使用し補充する。

2. トイレ

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

	組立式便器	便所用テント	車いす対応 便所用テント	トイレ用 手すり	排泄物処理袋	ゴミ箱	固液分離式 トイレ	車いす対応固 液分離トイレ	トランク型 トイレ	トイレ ペーパー	消臭剤
	台	張	張	式	枚	個	式	式	式	ロール	本
坂出小学校体育館	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
坂出工業高等学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
中央体育館	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
市民ふれあい会館	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
坂出商業高等学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
坂出高等学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
東部小学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
東部中学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
市立体育館	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
金山小学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
西庄小学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
瀬居小学校	2	1	1	1	300	1	/	/	/	12	2
瀬居中学校	2	1	1	1	300	1	/	/	/	12	2
万葉会館	2	1	1	1	300	1	/	/	/	12	2
与島開発総合センター	2	1	1	1	300	1	/	/	/	8	2
中央公民館与島分館	2	1	1	1	300	1	/	/	/	12	2
岩黒小中学校	2	1	1	1	300	1	/	/	/	12	2
櫃石小(中)学校	2	1	1	1	300	1	/	/	/	12	2
林田小学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
白峰中学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
加茂小学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
府中小学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
川津小学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
坂出中学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	120	2
松山小学校	/	/	/	/	/	/	1	1	/	100	2
王越小学校	2	1	1	1	900	/	/	/	/	32	2
防災倉庫	/	/	/	/	/	/	/	/	5	28	/
計	16	10	8	8	3,000	7	18	18	5	2,400	52

3. 衛生用品・その他

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

	紙おむつ (子ども用)			紙おむつ (大人用)		生理 用品	毛布	ロール マット	ラン タン
	S	M	L	小～ 中	大				
	枚	枚	枚	枚	枚				
坂出小学校体育館	58	46	40	20	17	240	40	2	4
坂出工業高等学校	58	46	40	20	17	192	30	0	4
中央体育館	58	46	40	20	17	240	40	2	4
市民ふれあい会館	58	46	40	20	17	192	30	0	4
坂出商業高等学校	58	46	40	20	17	192	30	2	4
坂出高等学校	58	46	40	20	17	192	30	2	4
東部小学校	58	46	40	20	17	360	60	2	4
東部中学校	58	46	40	20	17	360	60	2	4
市立体育館	58	46	40	20	17	312	50	2	4
金山小学校	58	46	40	20	17	480	80	2	4
西庄小学校	58	46	40	20	17	240	40	2	4
瀬居小学校	58	50	44	20	17	44	10	2	4
瀬居中学校	58	50	44	20	17	44	10	2	4
万葉会館	58	50	44	20	17	44	10	0	4
与島開発総合センター	58	50	44	20	17	22	5	0	4
中央公民館与島分館	58	50	44	20	17	44	10	0	4
岩黒小中学校	58	50	44	20	17	44	10	2	4
櫃石小(中)学校	58	50	44	20	17	44	10	2	4
林田小学校	58	50	44	20	17	440	80	2	4
白峰中学校	58	50	44	20	17	286	50	2	4
加茂小学校	58	50	44	20	17	242	45	2	4
府中小学校	58	50	44	20	17	550	100	2	4
川津小学校	58	46	40	20	17	480	80	2	4
坂出中学校	58	46	40	20	17	312	50	2	4
松山小学校	58	50	44	20	17	308	55	2	4
王越小学校	58	50	44	20	17	154	30	2	4
防災倉庫	58	46	40	20	17	192	30	0	2
計	1,566	1,294	1,132	540	459	6,250	1,075	42	106

1 4 - 2 緊急物資の備蓄マニュアル (香川県危機管理課)

1 目的

大規模災害発生時において、県民の生命、健康を確保するため、発災直後から避難生活が落ち着くまでの間に必要となる物資の備蓄について、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の教訓を踏まえ、その方法、品目、数量等について示すものである。

2 基本的な考え方

1. 住民による備蓄

災害発生直後に必要な物資について、少なくとも3日間程度は、住民等が必要量を確保することを基本とする。

2. 公的備蓄

(1) 災害により家屋が被災し、物理的に備蓄品が取り出せないことや、二次災害を予防するために備蓄品の取り出しを断念せざるを得ないことがある。県および市町による公的備蓄は、そうした住民（避難者）に対応するために行うものとする。

(2) 公的備蓄の備蓄品目については、それぞれの必要性や緊急性等を考慮し、「生命の維持および最低限の生活レベルの維持」に係る最低限度のものとする。

3. 県と市町との役割分担

(1) 市町における備蓄

市町は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資について、基礎的な自治体として、地域の実情に応じた備蓄品目を現物備蓄や流通備蓄により確保する。

(2) 県における備蓄

県は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資について、広域的な自治体として、必要物資を現物備蓄や流通備蓄により確保する。なお、県および市町は備蓄状況について、定期的に情報交換を行う。

3 本県における地震被害想定

	人的被害		建物被害	
	罹災者数(人)	避難者数(人)	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)
南海地震	34,096	10,232	4,567	17,414
直下型地震 (三野・池田断層)	390,059	117,017	61,671	179,821
直下型地震 (長尾断層)	385,777	115,734	80,068	142,872

出典：香川県地震被害想定調査の概要(平成9年8月)

4 備蓄対象者数等

(1) 今世紀前半に発生が懸念される南海地震による被害を想定した備蓄とし、具体的には、「香川県南海地震被害想定調査」(平成17年3月)に基づく、南海地震発生時の全壊・半壊棟数、避難者数を県および市町の緊急物資の備蓄量を算出する基礎データとする。

(2) ただし、南海地震以外の災害にも備える必要があることから、南海地震による避難者等の想定が僅少な場合においては、少なくとも人口の1%相当人数分の備蓄を各市町において行うものとする。(以下の備蓄数量の算定において、避難者数という場合は、食料を除き「南海地震による想定避難者数」と「人口の1%」のいずれか大きい方の人数とする。)

5 備蓄対象期間

緊急輸送ルートの確保ができるまでの発災後最低 3 日間は支援なく自立できるよう備蓄する。

6 備蓄の方法

1. 現物備蓄

次のものについて，現物備蓄とする。

- ①生命，健康，人間の尊厳性に関わる緊急性を有し，発災後直ちに必要となるもの。
- ②緊急時に業者の在庫から一定量の調達が可能と思われないもの。

2. 流通備蓄および広域応援

備蓄しにくいものや緊急性の程度が相対的に低く，発災数日後の供給で許される物資は，調達協定や広域応援により対応する。

- ・ 県は，市町の圏域や県域を越えて事業を行う業者を中心に調達協定を締結する。
- ・ 市町は，迅速な調達を図るため独自の調達協定を締結する。
- ・ 県と市町で協定内容の調整を行う。
- ・ 協定の内容については，発災後の混乱の中で，迅速な対応を図るため，主要品目，標準価格，災害時の費用負担・補償，輸送手段，契約期間などを定めることとする。
- ・ 平常時から流通在庫備蓄の保有量の把握に努め，定期的に協定内容の見直し等の協議を実施する。

7 備蓄品目および数量

1. 食料

(1) 備蓄品目

食料品の備蓄品目としては，なるべく水や燃料を必要とせず，長期保存が可能なものとする。また，乳幼児，高齢者等災害時要援護者に配慮した備蓄品目を選定する。

(2) 基本備蓄量

〔主食〕

- ・ 市町現物備蓄：避難者数×1.2(自炊困難者を 20%と想定))または人口 1%相当数の主食 1 日分(3食)
- ・ 県現物備蓄：避難者数×1.2 の主食 1 日分(3食)
- ・ 県および市町の流通備蓄：避難者数×1.2 の主食 1 日分(3食)

〔調整粉乳〕

- ・ 市町現物備蓄：140g×避難者数×0歳児人口比(0.93%)
- ・ 県現物備蓄：140g×避難者数×0歳児人口比(0.93%)
- ・ 県および市町の流通備蓄：140g×避難者数×0歳児人口比(0.93%)

(3) 流通備蓄

不足する主食，副食，弁当等については，流通備蓄により対応する。

2. 飲料水

(1) 基本備蓄量

- ・ 市町備蓄の量：(避難者数)×1日分(3ℓ)
- ・ 県備蓄量：(避難者数)×1日分(3ℓ)
- ・ 市町および県の流通在庫備蓄による備蓄量：(避難者数)×1日分(3ℓ)

※飲料水以外の生活用水についても必要最小限の範囲で確保に努める。

(2) 流通備蓄

飲料水メーカー等と調達協定を締結する。

(3) 給水資機材の確保

飲料水・生活用水の安定給水のため，必要な給水用資機材の確保については，県および市町調整のうえ，各々が備蓄する。

3. 生活必需品

(1) 備蓄品目

防寒用品，衛生用品等生活上最低限度必要なものを選定する。また，選定に当たり高齢者，乳幼

児等災害時要援護者に配慮する。

(2) 基本備蓄量

- ・ 県と市町で折半

〔毛布〕 避難者数×2 枚

〔生理用品〕 避難者数×1 セット×1/2

- ・ 県と市町で1 日分ずつ

〔紙おむつ(大人用)〕 避難者数×寝たきり高齢者人口比率(0.5%)×1 日分(8 枚)

〔紙おむつ(子供用)〕 避難者数×0~2 歳児人口比(2.78%)×1 日分(8 枚)

(3) その他

基本備蓄以外の生活必需品はそれぞれの避難所等の態様に応じて準備する。

4. 避難所用資機材

(1) 備蓄品目

プライバシーや人間の尊厳性に配慮した避難所運営資機材，半壊家屋の補修資材，一時的な野外受入施設設置機材などを備蓄する。

(2) 基本備蓄量

- ・ 県と市町と折半

〔簡易トイレ〕：避難者 100 人当たり 1 基

〔防水シート〕：半壊棟数相当数

8 保管場所

(1) 県の備蓄は，市町の備蓄を補完するものであるため，物資の効率的な管理・運用が可能な場所とする。

(2) 市町は，避難所への搬送方法を勘案し，迅速な供給が可能と考えられる場所とする。

9 県の備蓄物資の配分

1. 被害状況の報告および供給要請

市町は，被害状況等を迅速に報告することとし，必要な物資について市町で確保が困難である場合は，県へ供給要請する。

2. 備蓄物資の供給

(1) 県は市町から供給要請があった場合および必要と認めた場合は，物資等を調達し供給する。

(2) 市町への供給はまず，県の備蓄物資で対応し，不足する場合は，県内市町，防災関係機関への供給要請，広域応援協定に基づく支援要請を行うとともに，流通業者等から調達する。

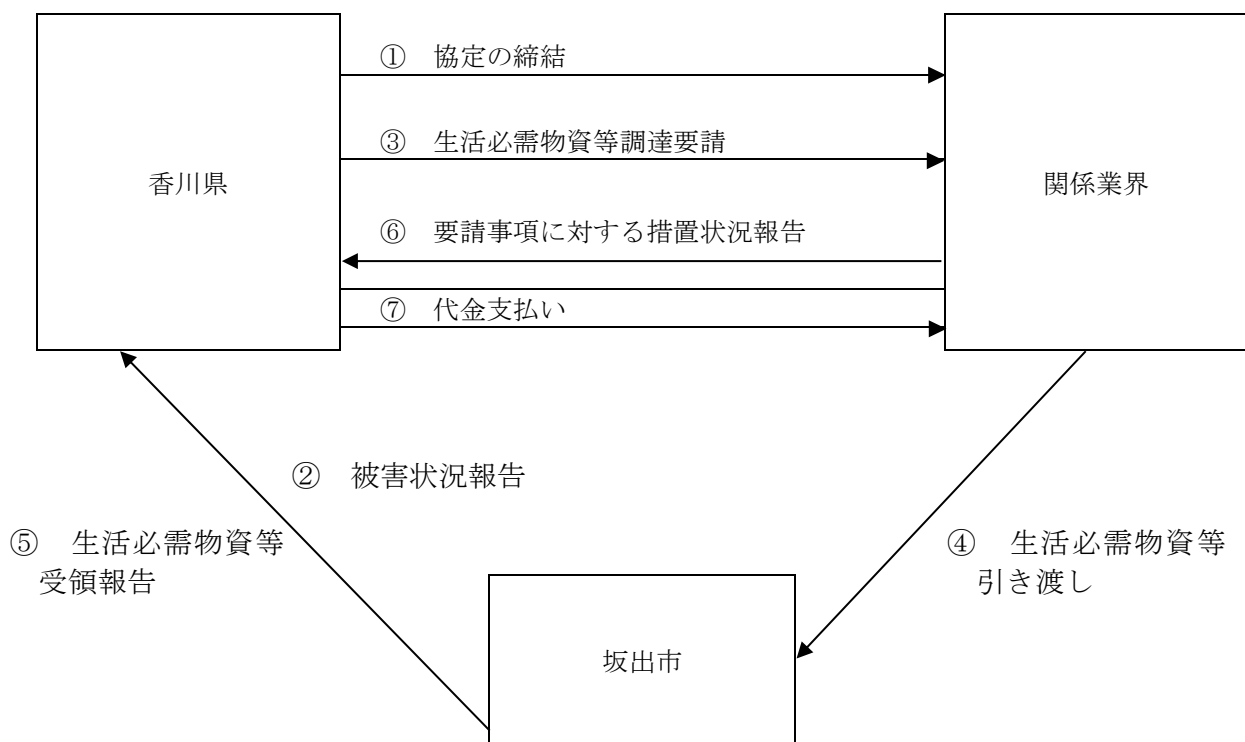
3. 備蓄物資の配分

県による備蓄物資の配分は，原則として，市町からの被害状況報告等に行うが，「香川県南海地震被害想定調査」の被害想定も参考とし，それぞれの被害の程度，緊急度を総合的に勘案して決定する。

(以下略)

1 4 - 3 生活必需物資等の調達方法 (香川県経営支援課)

- ① 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)
- ② 市から県に対し被害状況報告
- ③ 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から市に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 市から県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- ⑦ 県から関係業界へ代金の支払い



1 4 - 4 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(抜粋)

(平成 2 1 年 5 月 2 9 日付 2 1 総食第 1 1 3 号 総合食料局長通知)

第 4 章 政府所有米穀の販売

第 10 災害救助法および国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)または市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 局長が、知事または市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保および金利を徴しない

(ア) (1)のイの場合、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内)であって局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき政府が緊急災害対策本部または非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のウの場合、3 か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

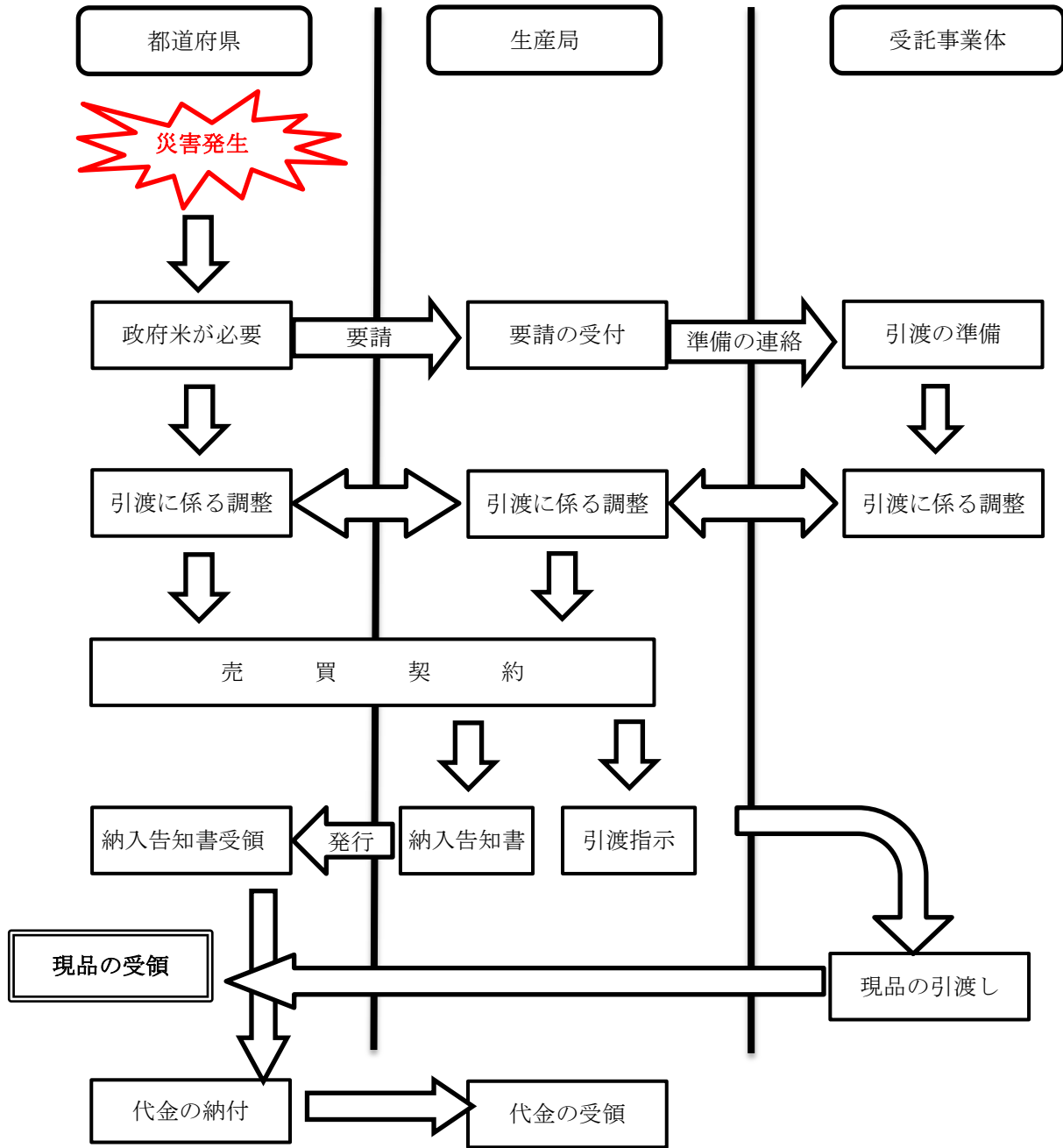
2 災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 局長は、災害救助用米穀を知事または市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書(案)様式 4-20)により契約を締結する。

(2) 局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事または知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー



※ 代金の納付期限は，30日以内または，3ヶ月以内で局長と知事が協議して決定

1 4 - 5 災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて

平成 2 3 年 9 月 1 4 日

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知)第 4 章第 1 0 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては，下記のとおりとする。

記

1. 災害救助用米穀の供給に係る要請

(1) 要請の連絡(第 1 報)

① 都道府県は，市町村からの要請等を踏まえ，政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は，農林水産省生産局(以下「生産局」という。)(別紙 1 の担当者)に政府所有米穀の引渡しに関する情報(希望数量，引渡場所および引渡方法等)，担当者の名前，連絡先等を電話するとともに，併せて，F A X またはメールで連絡する。

② 市町村が直接，生産局に連絡した場合は，必ず，都道府県に連絡することとし，都道府県は，①により生産局(担当者)に連絡する。

(2) 要請書の送付

都道府県は，(1)の①の電話連絡後，速やかに別紙 2 の要請書を生産局長に郵送により提出する。

2. 災害救助用米穀の供給に係る調整

生産局は，1 の要請を受け，政府所有米穀を管理する受託事業者および都道府県と連絡調整を行い，供給する災害救助用米穀および引渡方法を決定する。

3. 売買契約の締結

(1) 生産局は，2 の調整の終了後，速やかに，供給する政府所有米穀の品種，数量等を記入した売買契約書(添付の売買契約書を参照)を都道府県に 2 部送付する。

(2) 都道府県は，送付された売買契約書の内容を確認し，記名，押印の上，生産局に返送する。

(3) 生産局は，返送された売買契約書に，契約日，記名，押印を行い，1 部を都道府県に送付する。

(4) 生産局は，売買契約の締結後，速やかに受託事業者に供給の指示および納入告知書の発行手続きを行う。

4. 災害救助用米穀の引渡し

生産局から指示を受けた受託事業者は，指示された内容に従って，都道府県に政府所有米穀を引渡す。

5. 災害救助用米穀の販売代金の納付

都道府県は，財務省会計センターから送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお，納付期限は，要領に基づき，納入告知書の発行日から，3 0 日以内または 3 か月以内とする。